

市民参加実施予定シート

予 定
令和5年4月1日時点

担当課（ 建築住宅課 ）

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	空家等対策計画及び住生活基本計画	市が考える 市民等への影響	メリット 空家等対策計画によって、本市における空家等に関する基本的な対策を行ない、住生活基本計画を策定することで、住生活の安定の確保及び向上の促進を総合的かつ計画的に実施することができる。
正式名称	流山市空家等対策計画及び流山市住生活基本計画		デメリット 特になし
概要	安全で安心な住環境を確保・空家等の発生予防・利活用の促進・さらに管理不全な空家等を解消するため、本市における空家等対策の基本的な考え方や方向性等を示すもの。また、その上位計画となる住生活基本計画は、市町村の住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、当該市町村の区域の特性に応じた住生活を巡る課題を設定し、施策の方向性等を示すもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数実施	審議会等	R3.7月～R4.9月中で3回程度 1回目7月30日実施	協議会委員（学識経験者、弁護士、専門家等）	空家等対策協議会	審議会：法務、不動産、建築等の学識経験者の専門的な見地から審議、意見を聴取する必要があると考えたため。 パブリックコメント：広く案を周知するとともに、案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。
	パブリックコメント	R4.6月中旬～7月中旬	全市民等	特になし	
	その他	R3.7月中旬～7月下旬	住生活：無作為抽出による流山市民1,500人 空家：水道閉栓により把握した空家所有者	アンケート調査	

(3) 市民参加のスケジュール（予定）

令和2年度			令和3年度											令和4年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
						協議会（計画素案など） ↔ アンケート、ヒアリング調査 ↔								協議会（計画案など） ↔ パブリックコメント ↔	協議会（報告など）

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	令和3年9月24日	千葉県に計画に即して定めているものであるが、現在千葉県において行っている計画の見直し作業に遅れが生じているためスケジュールを変更			
スケジュール	令和4年3月4日	千葉県に計画に即して定めているものであるが、現在千葉県において行っている計画の見直し作業に遅れが生じているためスケジュールを変更			